

## 【あましん生体認証・ICキャッシュカードサービス規定】

### 1. (カードの利用)

(1) 普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した生体認証ICキャッシュカード・ICキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した生体認証ICキャッシュカード・ICキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

①当金庫、および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合

②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合

③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合

④その他当金庫所定の取引をする場合

なお、当金庫所定の方法により特に申込みをした場合は、総合口座取引の普通預金について当金庫が発行したキャッシュカードに限り、次の場合(以下「ATM定期解約・解約予約サービス」といいます。)に利用することができます。

○当金庫の現金自動預入払出兼用機(以下「当金庫ATM」といいます。)を使用して総合口座取引の定期預金等(取扱対象となる定期預金等の種類は当金庫が定めるものとします。以下同じ。)を満期日当日(自動継続後の新預入日を含みます。)に解約し、元利金を総合口座取引の普通預金口座に入金する場合。ただし、期日指定定期預金・定額複利預金の場合は、預入日または継続日に対応する据置期間満了日以降はこの取扱いができるものとし、自動継続期日指定定期預金規定・自動継続定額複利預金規定にかかわらず、この取扱いがなされた日を指定された満期日とみなします。

○総合口座取引の定期預金等の満期日前に、当金庫ATMを使用して自動継続停止および満期日の解約予約を行い、満期日に元利金を総合口座取引の普通預金口座に入金する場合。ただし、期日指定定期預金・定額複利預金の場合は、最長預入期限を満期日とします。

(2) ICキャッシュカードにかかる新規発行手数料は無料とします。

### 2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

(3) 当該預金口座について初めてカードの発行の申込みがあった場合には、「現金自動預入支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫の定めた金額の範囲内で、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫の定めた金額の範囲内で、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

#### 5. (有効期限)

生体認証ICキャッシュカード、ICキャッシュカードとも有効期限はありません。なお、平成22年6月27日以前に発行したカードにはカード表面上に西暦で表示された有効期限の記載がありますが、有効期限がないものとして読替えてください。

#### 6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく手数料または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく手数料または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

#### 7. (ATM定期解約・解約予約サービス)

ATM定期解約・解約予約サービスを利用する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、解約または解約予約の対象となる定期預金等の通帳および入金口座となる普通預金のカードをATMに挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書または継続停止依頼書の提出は必要ありません。

#### 8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### 9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 10. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

#### 11. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

#### 12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

#### 13. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、

当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
    - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
    - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 14. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けた場合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく再発行手数料をいただきます。
- (6) 暗証番号は、第3項によるほか、当金庫所定の支払機を使用して変更することができます。支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第3項における書面による届出の必要はありません。

#### 15. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを

当店で返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店で返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ①第18条に定める規定に違反した場合
  - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
- (4) カードの発行日またはカードによる最終取引日から、5年の間ご利用（入金・出金・振込・振替）のない場合は、カードのご利用を停止させていただきます。

#### 17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ATM定期解約・解約予約サービスの取扱対象となる定期預金等の各規定、振込規定およびあましんデビットカード取引規定により取扱いします。

#### 19. (変更)

- (1) この規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するとき、または、変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合は、預金者の合意がなくとも変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネットその他適当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

#### 20. (準拠法、合意管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

### 【生体認証ICキャッシュカードにかかる特約】

生体認証ICキャッシュカードのご利用に際しては、この特約を適用致します。なお、特約の定めのない限り、「<あましん>生体認証・ICキャッシュカードサービス規定」における定義はこの特約においても適用されるものとします。

#### 1. (生体認証)

- (1) 生体認証とは、当金庫との間の信用金庫取引について本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手指の静脈パターンの情報（以下「手指静脈情報」といいます。）を用いる認証方式のことをいいます。
- (2) 生体認証ICキャッシュカードとは、ICチップ内に本人の手指静脈情報を登録

可能なキャッシュカードのことをいいます。(ICチップ内に登録された本人の手指の静脈パターンの情報を以下「手指静脈の登録情報」といいます。)

- (3) 当金庫は生体認証ICキャッシュカードを使用し、指静脈認証装置により本人の手指静脈情報と手指静脈の登録情報とを照合するものとします。(以下、「手指静脈情報と手指静脈の登録情報」を総称して「生体認証情報」といい、これらを照合することを「生体認証情報の照合」といいます。)

なお、手指静脈の登録情報はICチップ内にのみ保管し、当金庫は登録情報を保有しません。

## 2. (生体認証対象預金口座)

- (1) 生体認証ICキャッシュカードは、普通預金口座(以下「生体認証対象口座」といいます。)についてのみ利用できます。
- (2) 生体認証ICキャッシュカードの利用を開始する場合は、当金庫窓口へ書面により届出てください。生体認証ICキャッシュカードの利用を取りやめる場合も同様とします。
- (3) この特約にかかわらず、生体認証対象口座については、各預金規定等に従い預金取引を行うことができます。

## 3. (手指静脈情報の登録等)

- (1) 生体認証ICキャッシュカードは本人へ交付後、指静脈認証装置により生体認証ICキャッシュカード上のICチップに本人の手指静脈情報を登録することにより生体認証による取引が利用可能になります。なお、登録の際、本人を確認できる書類を提出するものとします。
- (2) 登録された手指情報の削除を行う場合は、書面によって当金庫へ届出てください。当金庫は本人確認等の手続き後に削除を行います。

## 4. (生体認証ICキャッシュカードの利用・生体認証情報の照合等)

- (1) 生体認証ICキャッシュカードは、預入れ・払戻し・振込・振替などの取引が可能な現金預入払出兼用機(以下「ATM」といいます。)および窓口にて利用できません。
- (2) 手指静脈情報が登録された生体認証ICキャッシュカードにより、当金庫ATM・窓口を利用して払戻し、振込、暗証番号の変更その他当金庫が定めた取引(以下、「払戻し等」といいます。)を行う場合は、生体認証ICキャッシュカードの暗証番号の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで、払戻し等を取扱います。
- (3) 当金庫窓口において生体認証ICキャッシュカードを確認し、生体認証情報の照合により、同一性を確認し、かつ端末に入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、生体認証ICキャッシュカードおよび生体認証情報または暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 5. (生体認証ICキャッシュカードの再発行時の手続き)

- (1) 新たな生体認証ICキャッシュカードが発行された場合および種類変更等により新たな生体認証ICキャッシュカードの発行を受けた場合は、第3条により手指静脈情報の登録を行ってください。この登録により新しい生体認証ICキャッシュカードが利用できます。
- (2) 新たな生体認証ICキャッシュカードを当金庫窓口またはATMにて取扱った(ICキャッシュカードとしての利用を含む。)ときをもって旧の生体認証ICキャッシュカードは失効するものとします。

## 6. (生体認証ICキャッシュカードの手数料)

生体認証ICキャッシュカードにかかる新規発行手数料は無料とします。ただし盗難、紛失によりカードを再発行する場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく再発行手数料をいただきます。

## 7. (障害時の取扱い)

生体認証情報の照合等を行う指静脈認証装置等に障害が生じた場合、手指静脈情報および手指静脈の登録情報を取得できないと当金庫が判断した場合、その他当金庫がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証 I C キャッシュカードを利用した生体認証対象口座の払戻し等または解約の受付を一時中止する場合があります。この場合、当金庫に故意または重大な過失がある場合をのぞき、当金庫は責任を負わないものとします。

## 8. (代理人によるカード利用)

- (1) 当金庫が認めた場合には、本人は生体認証 I C キャッシュカードによる生体認証対象口座の払戻し等につき代理人を届出することができます。
- (2) 前項の場合、代理人は本人が同席のうえ、代理人の生体認証 I C キャッシュカードの I C チップに代理人の手指静脈情報を登録するものとします。その他の手続については第 3 条の規定に準じるものとします。
- (3) 代理人の生体認証 I C キャッシュカードの利用についても、この特約を適用しません。

## 9. (個人情報等)

本人および代理人は、当金庫が生体認証 I C キャッシュカードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うために、以下について同意するものとします。

- (1) 本人および代理人が、
  - ① 生体認証 I C キャッシュカードの I C チップ内に手指静脈情報を登録するとき
  - ② 登録された手指静脈の登録情報を削除するとき
  - ③ 生体認証 I C キャッシュカードの利用を中止するときに、当金庫が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・保管・廃棄すること。
- (2) 本人および代理人が、手指静脈情報が登録された生体認証 I C キャッシュカードを用いて払戻し等を行う時に、当金庫が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。

## 10. (特約の解約)

この特約を解約し、生体認証 I C キャッシュカードの利用を中止する場合には、生体認証 I C キャッシュカードおよび当金庫所定の届出を取引店に提出するものとします。当金庫所定の解約手続きが完了した時をもってこの特約は終了するものとします。

## 11. (規定の適用)

この特約に定めのない事項については、「〈あましん〉生体認証・ I C キャッシュカードサービス規定」、「普通預金規定」他、別途申込まれた各サービスに関する規定により取扱います。

以 上